

県立学校における児童生徒への生理用品の無償提供の実施要領

1 実施方法

○全県立学校において、対面及び非対面の2通りの方法で、生理用品を無償提供する。

○特別支援学校においては、個々の児童生徒の状況に応じた対応をする。

【対面による提供】

- ・保健室等に生理用品を常備し、必要であると申し出のあった児童生徒に無償で提供する。

【非対面による提供】

- ・学校が定めた設置場所に生理用品を常備し、必要である児童生徒が利用する。その際、任意で申し出ができるようにする。

《非対面による提供について》

提供場所

- ・女子トイレ（洗面所）・女子トイレ(個室)・相談室・女子更衣室・保健室前廊下等
各学校の実情に合った提供場所・場所数を設定する。

申し出方法

- ・カード又は二次元バーコードで各学校の実情に合った申し出方法を設定する。

[カード] 生理用品を持ち出すとともに、任意でカードに、氏名・個数・理由を記入の上、カード入れに投函

※カード入れは、個人情報漏洩防止に配慮し施錠等できるものを使用する。相談箱を活用するなど、設置場所については各学校の実情にあった場所を設定する。

[二次元バーコード]

生理用品を持ち出すとともに、任意でスマートフォン等から二次元バーコードを読み取り、専用フォームに氏名・個数・理由を入力し送信

※二次元バーコードを設置場所に掲示・児童生徒に配付・生理用品に添付等、各学校の実情にあった方法で周知する。

2 周知

○生理用品を2通りの方法で無償提供していることを、児童生徒及び保護者に周知する。

- ・文書・HP・掲示物等

3 個別の対応

○対面・非対面で、申告があった児童生徒については、必要に応じて養護教諭等が声かけをし、状況を把握するとともに相談の機会を設け、必要に応じて、福祉的な支援につなげたり、保健指導を行ったりする。

○福祉的な支援につながった事例があった場合は、保健体育課に情報提供する。

4 生理用品の追加購入

○生理用品の無償提供の取組実施にあたって、各学校の学校運営費で対応いただいておりますが、予算の不足が見込まれる際には、財務課に相談してください。無償提供が途切れることのないよう各学校において対応くださいますようお願いいたします。